

通達甲（防．保．麻）第 16 号

昭和 36 年 7 月 25 日

存 続 期 間

各 方面本部長
警察署長 殿

防 犯 部 長

衛生関係法令違反ならびに中毒事故等の報告について

〔沿革〕 昭和 46 年 6 月 通達甲（防．防．庶）第 4 号

平成 7 年 1 月 同（副監．総．企．組）第 2 号

14 年 9 月 同第 22 号改正

都民生活に密接につながる衛生関係諸法令違反の取締りならびに各種中毒事故等の措置の適正を期するため、みだしの報告については、下記によることとしたから誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 農薬パラチオン（ホリドール）の事故防止について（昭和 29 年 7 月 30 日命令甲（防犯保）第 5 号）
- 2 溶性メチルヘキサビタール（チクロパン）の事故防止について（昭和 32 年 3 月 30 日通達甲（防保衛）第 5 号）
- 3 東京都飼い犬取締条例の施行について（昭和 32 年 9 月 11 日通達甲（防保衛）第 17 号）
- 4 衛生関係法令違反の取締りについて（昭和 32 年 10 月 10 日通達甲（防保衛）第 19 号）

記

衛生関係諸法令違反並びに中毒事故については、次により生活安全部長（生活環境課保健衛生第一係）に電話報告（定期報告の場合を除く。）すること。

1 衛生関係諸法令違反事件捜査の着手及び結果報告

事件捜査（補導）の着手報告及び結果報告について（昭和 46 年 6 月 25 日通達甲（防．防．庶）第 4 号）の定めるところによること。

2 中毒事故の発生報告

(1) 薬物による中毒事故の発生報告

農薬、劇毒物など薬物による集団または特異な中毒事故および犯罪が発生したときは事故（犯罪）発生の日時、場所、中毒者または被疑者および被害者の住所、職業、氏名、年齢ならびに事犯（事故）の概要

(2) ガスによる中毒事故の報告

都市ガス（東京ガス株式会社が供給するガス）による特異事故又は集団中毒事故が発生したときは、事故発生の日時、場所、被害（事故）の状況

3 その他の報告

その他一般衛生関係法令に関連のある特異な事故があつたとき。